

浄化槽の保守点検に係る研修の指定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年山形県規則第49号。以下「規則」という。）第7条の2に規定する浄化槽の保守点検に関する研修（以下「研修」という。）の指定に関し、研修の充実と円滑な事務を実施するため必要な事項を定める。

(研修)

第2条 研修は、浄化槽管理士に対し、次の各号に掲げる科目を講義により実施し、浄化槽の保守点検を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ又は向上させるために行うものとする。

- 一 浄化槽行政の動向
- 二 浄化槽の構造と機能
- 三 浄化槽の保守点検と清掃
- 四 山形県における浄化槽情報

(研修の指定)

第3条 研修の指定は、研修を主催する者（以下「主催者」という。）の申請により行う。

- 2 指定の有効期間は、3年とする。
- 3 指定の有効期間の満了後引き続き研修の指定を受けようとする者は、指定を受けなければならない。

(主催者の要件)

第4条 主催者は次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- 一 第2条による研修を実施し、規則第7条の2に規定する県が行う研修と同等以上と認められる研修の実施が可能であること。
 - 二 法人格を有すること。
 - 三 研修を非営利目的で実施すること。
 - 四 定款等において研修の実施について定めていること。
 - 五 研修に係る経理と他の事業の経理が明確に区分され、決算書類等事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、主催者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。
- 一 役員構成又は研修に関する業務以外の業務により研修事務を公正に実施することができないおそれがあるとき。
 - 二 研修を正当な理由がなく開催しなかったこと等により指定を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者であるとき。
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - 四 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者。
 - 五 役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの。

(指定の申請)

第5条 主催者は、知事に、次に掲げる事項を記載した申請書（様式1）を提出しなければならない。

- 一 住所又は所在地並びに名称及び代表者の氏名
 - 二 研修の事務を開始しようとする年月日
 - 三 研修の事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 研修事務の内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄附行為その他の基本約款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
 - 四 申請の日を含む事業年度における事業計画及び収支予算書
 - 五 役員名簿
 - 六 研修ごとの細目、時間、方法等を定めた研修計画書
 - 七 第4条第2項各号のいずれにも該当しないことの誓約書
 - 八 その他参考となる事項を記載した書類

(主催者が行う研修の基準)

第6条 主催者が行う研修の基準は、次のとおりとする。

- 一 研修会の名称を「山形県浄化槽管理士に対する研修会」とし、他の研修と同時開催しないこと
- 二 指定期間中は、毎年度、山形県内において研修を実施すること
- 三 研修のカリキュラムは、第2条の科目とし、次の要件をすべて満たすこと
 - (1) 第2条第1項第一号から第三号の事項は、浄化槽法施行規則第52条に定める指定講習機関が発行するテキストもしくは同等の資料を使用し、講師は指定講習機関の講師もしくは当該研修を行うことができる能力を有する者とする
 - (2) 第2条第1項第四号の講師は県の職員とすること
- 四 浄化槽管理士に対する研修の実施において、次の要件をすべて満たすこと
 - (1) 研修時間は200分以上確保すること
 - (2) 浄化槽管理士の資格を持つ全ての者を受講対象とし、正当な理由無く受講の拒否をしないこと
 - (3) 受講料は、受講者によらず、同じ料金とすること
 - (4) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること
 - (5) 研修について、開催日時、場所、定員、受講料、募集期間、受付窓口の連絡先、その他受講に必要な情報を主催者が管理するホームページに掲載すること
 - (6) 研修の当日、受講者の本人確認を行うこと

(指定手続)

第7条 第5条の申請があったときは、申請書を審査の上、第4条第1項の要件を満たし、かつ、同条第2項各号に該当しない場合に限り指定する。また、指定したときは主催者に通知し、指定をしないときは理由を付してその旨を通知する。

2 研修の指定をしたときはその旨を速やかに公示する。

(変更手続)

第8条 主催者は研修の指定を受けた後に第5条第1項及び第2項の申請内容に変更が生じた場合は、次に掲げる事項を記載した変更申請書（様式2）を知事に提出し、

承認を得なければならない。

- 一 変更する事項
- 二 変更の理由

(修了証)

第9条 主催者は、研修を修了した者に次に掲げる事項を記載した修了証を交付しなければならない。ただし、正当な理由無く研修を一部受講しなかった者には、発行しないものとする。

- 一 交付番号
- 二 受講者の氏名、生年月日及び浄化槽管理士免状の交付番号
- 三 交付年月日
- 四 その他必要な事項

2 主催者は、発行する修了証の交付番号を7桁の整数とし、1文字目について知事が指定した研修の番号（1から9）、2文字目について受講した浄化槽管理士が所属する保守点検業者の主たる事務所の所在地域ごとに定めた番号（村山1、最上2、置賜3、庄内4）、3から4文字目について当該年度を西暦に変換した際の下2桁、5から7文字目について修了証を発行した機関ごとの年度内の連番（001から999）とする。

(帳簿)

第10条 主催者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付け、研修実施後5年間保存しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 実施場所
- 三 受講者の氏名、住所及び現に有している浄化槽管理士免状交付番号並びに所属する浄化槽保守点検業者の名称及び主な事務所の所在地並びに修了証交付年月日及び交付番号を記載した受講者台帳
- 四 講師選任に関する書類
- 五 その他研修に関する書類

(実施報告)

第11条 主催者は、事業年度ごとに次に掲げる事項を記載した研修実施報告書（様式3）を、研修を実施した当該年度の3月20日までに知事に提出しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 実施場所
- 三 受講申込み者、受講者及び修了者数

2 前項の報告書には、前条第三号に規定する受講者台帳及び研修に係る収支決算書を添付しなければならない。

(助言、指導等)

第12条 知事は、研修が健全かつ円滑に実施されるように、主催者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(指定の取消し等)

第13条 知事は、主催者が第4条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき及び同条第2項各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 知事は、主催者が研修の実施に関し、著しく不適切な行為があった場合は、その主催者が開催する全ての研修の指定を取り消すことができる。

附 則

この要領は、令和3年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

山形県知事 ○○ ○○ 殿

住所又は所在地
名称及び代表者の氏名

浄化槽管理士研修指定申請書

浄化槽の保守点検に係る研修の指定に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）第3条による指定を受けたいので、要領第5条に基づき、浄化槽管理士研修の指定について下記のとおり申請します。

記

- 1 研修の事務を開始しようとする年月日
- 2 研修の事務を行う事務所の名称及び所在地
- 3 行おうとする研修事務の範囲

【別紙】 研修計画書

- (1) 開催時期及び開催回数
- (2) 研修内容及び研修時間
- (3) 講師（所属及び氏名）
- (4) 研修テキストまたは資料
- (5) 開催会場の名称及び所在地
- (6) 会場ごとの受講予定人数（又は定員）
- (7) 受講料及びその積算根拠
- (8) その他知事が必要と認める事項

(様式2)

年 月 日

山形県知事 ○○ ○○ 殿

住所又は所在地
名称及び代表者の氏名

浄化槽管理士研修変更申請書

浄化槽の保守点検に係る研修の指定に関する事務取扱要領第8条に基づき、下記のとおり変更申請します。

記

1 変更内容

変 更 前	変 更 後

2 変更理由

(様式3)

年 月 日

山形県知事 ○○ ○○ 殿

住所又は所在地
名称及び代表者の氏名

浄化槽管理士研修実績報告書

浄化槽の保守点検に係る研修の指定に関する事務取扱要領第11条に基づき、浄化槽管理士研修の実績について下記のとおり報告します。

記

- 1 実施年月日
- 2 実施場所
- 3 受講申込み者、受講者及び修了者数

※ 添付資料

- ・受講者台帳
- ・収支決算書